

業者各位殿

京築地区水道企業団企業長

建設業退職金共済制度の加入促進について

建設業退職金共済制度は建設労働者に福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るための共済制度です。業者各位には趣旨を十分理解いただき、工事受注者は加入状況を把握し報告をすること。

記

1. 工事契約を締結した場合において、建退共制度の発注者用掛金収納書を提出すること。また、受注業者は建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すること。的確な把握が困難な場合は共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方」を踏まえ、当該値を乗じた値を参考にすること。
2. 収納書は工事契約締結後1ヶ月以内に提出すること。また、工場製作段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に収納書が提出できない事情がある場合は、あらかじめ書面により申し出ること。
3. 契約変更による増額があった場合は追加収納書を工事完了までに提出すること。また、提出できない場合は理由を書面により提出すること。
4. 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
5. 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請け業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること。又は建退協制度の掛金相当額を下請け代金中に参入することにより、下請け業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び調布を促進すること。
6. 下請け業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力がない場合には、元受業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

課長	課長補佐	係長	係員

建設業退職金制度に係る報告書

(当 初 ・ 完 了 時)

平成 年 月 日

京築地区水道企業団企業長殿

(工事請負者)

商号又は名称

所 在 地

代表者 役職名 氏名

下記の工事請負契約に係る建設業退職金共済制度の共済証紙について、下記のとおり報告します。なお、建設業退職金共済証紙を購入した場合は、当該掛金納付書を提出します。

1. 工事件名
2. 工事の種類 [舗装・橋梁等・ずい道・堰堤・埋立・その他土木・建築(住宅・非住宅)・設備(住宅・非住宅)・屋外の電気等・機械器具設置]
3. 契約年月日 平成 年 月 日
4. 契約金額円
5. 建設業退職金共済証紙について(該当記号に○印を付け、記入してください。)

ア 対象労働者及び当該労働者の就労(予定)日数による共済証紙購入額

対象労働者数人

就労(予定)日数のべ日

共済証紙購入額円(証紙1日券@310円×.....日分)

イ 対象者の把握が困難なため、「共済証紙の購入の考え方」による共済証紙購入額

(.....円) × (..... / 1000) × (.....%) / 70%

総工事費 当該工事の共済証紙購入率 (工事における労働者の建設業退職金共済加入率)

=円 ÷ 310円 =枚(端数切上げ)

=枚 × 310円 =円(共済証紙購入額)

ウ (1) 当初に収納書を提出できません。 (2) 対象者はいません。

理由